

宇治市監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年9月15日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

都市整備部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

自転車等駐車場使用料収入状況（交通政策課）

自動車駐車場使用料収入状況（交通政策課）

証明手数料収入状況（都市計画課）

手数料収入状況（建築指導課）

宅地開発等協力寄付金収入状況（開発指導課）

冊子等売却等収入状況（都市計画課）

需用費支出状況（開発指導課）

委託料支出状況（都市計画課、交通政策課）

補助金支出状況（建築指導課、交通政策課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、都市整備部都市計画課、開発指導課、建築指導課及び交通政策課における事務事業のうち、主として令和4年4月1日から令和5年2月28日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和5年5月1日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年6月27日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 都市計画課

- (1) 証明手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 冊子等売却等収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

2 開発指導課

- (1) 宅地開発等協力寄付金収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 需用費支出状況について
適正に処理されていた。

3 建築指導課

- (1) 手数料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

4 交通政策課

- (1) 自転車等駐車場使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 自動車駐車場使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

- (4) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。